

スラップ訴訟と言論の自由

——名誉毀損損害賠償裁判を利用する言論抑圧の問題性——

専修大学法学部教授 内藤光博

I. はじめに——本稿の目的

近年、大企業や政府機関により、ジャーナリストや報道機関はもとより、一般市民、そして市民運動団体や労働組合などの私的な団体をターゲットとして、「言論を封じ込めることを目的」とする民事損害賠償請求訴訟が問題となっている。いわゆる「スラップ訴訟」である¹⁾。

スラップ訴訟とは、1980年代に、アメリカでその問題性が指摘された訴訟の特質を表す言葉である。英語では“Strategic Lawsuit Against Public Participation (SLAPP)²⁾”という。直訳すると「公的参加を妨害することを狙った訴訟戦術」であり、具体的には「公に意見を表明したり、請願・陳情や提訴を起こしたり、政府・自治体の対応を求めて動いたりした人々を黙らせ、威圧し、苦痛を与えることを目的として起こされる報復的な民事訴訟」と理解される。

スラップ訴訟の特徴をまとめると、以下のようになる³⁾。

①大企業や政府機関（いわゆる公人や公的機関）が、その正否や妥当性をめぐり論

1) スラップ訴訟の問題について、綿貫芳源「アメリカにおけるSLAPP訴訟の動向（一）～（三・完）」法律のひろば1997年4月号・5月号・6月号所収、藤田尚則「アメリカ合衆国におけるSLAPPに関する一考察（1）～（6）」創価法学第42巻3号・第43巻1号・第43巻2号（以上、2013年）、第43巻3号・第44巻1号・第44巻2号（以上、2014年）、烏賀陽弘道「『SLAPP』とは何か」法律時報第82巻7号（2010年）所収、同『スラップ訴訟とは何か——裁判制度の悪用から言論の自由を守る』（現代人文社、2015年）、「特集1・スラップ訴訟（恫喝訴訟・いやがらせ訴訟）」消費者法ニュース106号4頁以下（2016年）、「特集・スラップ訴訟」法学セミナー741号（2016年）15頁以下、澤藤統一郎「スラップ訴訟の実害と対策——私の経験から」朝日新聞社・WEBRONZA（2016年10月31日）など参照。また、スラップ訴訟に関する多様な情報を掲載しているサイト“SLAPPIC Information Center”（<http://www.slapp.jp/>）が有益。

2) Pring G. W. & Canon P., SLAPPs-Getting Sued for Speaking out, Temple University Press, Philadelphia (1996), preface X.

3) *Id.* at 8-11.

争のある重要な政治・社会問題や公共の利益にかかわる重要な問題について、②大企業や政府機関など財政・組織・人材などの点で優位に立つ側が原告となり、③憲法の表現の自由で保障されている正当な意見表明行為（集会、デモ行進、ビラ配布、新聞や雑誌への寄稿、記事の執筆など）を行ったジャーナリストや報道機関、そして個人や市民団体などを被告として、④名誉毀損やプライバシー侵害、住居不法侵入、業務妨害などの民法上の不法行為にあたと主張して、裁判所に提訴して、多額の損害賠償金を請求するのであるが、⑤その真の目的が、裁判を提起することにより、金銭的・精神的・肉体的負担を市民や団体などの被告に負わせることにより、言論活動に萎縮的效果を与え、言論弾圧を行うことにある点、である。

さらには付け加えるとすれば、スラップ訴訟がもつ萎縮的效果により、いまだ訴えられていない潜在的な公的発言者も、企業や政府機関の提訴をみて表現活動を躊躇するようになり、かつ市民や市民団体を提訴した時点で、彼らに苦痛を与えるという目的は達成されることになるので、原告の企業や政府機関の側は、訴訟の勝敗にはこだわることはない、いわば「裁判としての意味をもたない提訴」であるといえる⁴⁾。

本稿では、筆者が、2016年7月4日付けで、名誉毀損に基づく損害賠償等請求事件（以下「本件」とする）に関し、東京高等裁判所第2民事部に提出した意見書に加筆修正を加え、法学および法実務では、いまだ十分に認知されていないスラップ訴訟について、スラップ訴訟の問題性を明らかにし、州レベルで「反スラップ法」を制定したアメリカの事例を紹介しつつ、憲法上の表現の自由の視点から、その問題点を明らかにするとともに、スラップ訴訟に関する日本での問題状況と法的課題について論じる。

II. 本件裁判の特質と東京地裁判決の内容

1. 本件裁判の事実

本件裁判は、レジャーの業務の経営を目的とする株式会社X社が、刊行物の発行

4) スラップ訴訟の憲法上の問題点について、内藤光博「スラップ訴訟と表現の自由——経産省前『テントひろば』裁判について」法と民主主義第493号（2014年11月号）32頁以下、同「『宿営型表現活動』と表現の自由——いわゆる『経産省前テントひろば』裁判に関する憲法学的考察」専修法学論集第124号（2015年）90頁以下、同「市民の『表現の自由』を侵害するスラップ訴訟」朝日新聞社・WEBRONZA（2016年10月31日）、吉野夏己「スラップ訴訟と表現の自由」岡山大学法学会雑誌第67巻3号・4号（2018年3月）431頁以下など参照。

等を目的とする出版社であるY社を相手取り、名誉毀損に基づく損害賠償を求めて、東京地裁に提訴した事案である。

原告X社は、Y社が発行・販売している月刊誌（以下「本件月刊誌」とする）に掲載したX社に関する「見出し」と「記事」（以下「本件記事」とする）は、X社が関連会社である銀行を使って、外国へ送金し、マネーロンダリングを行っているとの事実を摘示し、かつ印象付けるものであり、X社の社会的評価を低下させ、社会的信用を著しく毀損するものであるとして、民法709条に基づき、損害賠償金合計1億1,000万円（うち慰謝料等1億円、弁護士費用相当損害金1,000万円）およびこれに対する不法行為が生じた日から支払済みまでの間の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、民法723条に基づく名誉回復のための適当な処分として、Y社発行の本件月刊誌および日刊全国紙5紙への謝罪広告の掲載を求めた。

なお、Xは、資本金1億円、2014年3月期の売上高は2兆1,116億円、同期の経常利益は605億円をあげている巨大企業であり、他方、Y社は、定期および不定期刊行物の発行等を目的とし、年間予約購読による自宅直送方式により、発行部数約6万部の本件月刊誌を発行している出版社である。なお、同誌は、取材対象者や第三者からの干渉や圧力を排除し自由な論評や意見表明を確保するために、掲載記事の筆者を匿名としていることに特徴がある。

2. 東京地裁判決の概要

本件について、東京地方裁判所民事第17部は、2016年4月18日、原告X社の主張を一部認め、本件月刊誌に掲載された本件記事における「見出し」に続く約530字程度のX社に関する記事本文の記載は、X社の名誉を毀損したとして、被告Y社に対して、X社が被った無形損害に対する賠償額として80万円に加え弁護士費用8万円の計88万円を認めたが、謝罪広告の掲載については「必要かつ相当であるとは認められない」と判示した⁵⁾。

東京地裁は、本件において、名誉毀損に基づく不法行為を認定するにあたり、判例・学説に基づき、(1)その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的

5) 東京地方裁判所平成28年4月18日判決、平成28年（ネ）第2541号損害賠償請求控訴事件、判例集未登載。

が専ら公益を図ることにあった場合（本件記事の公共性・公共目的の法理）に、(2)摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、上記行為には違法性がなく（真実性の法理）、(3)仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信じるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（真実相当性の法理）とする、いわゆる「真実性又は真実相当性の法理」を用いた。（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第1小法廷判決・民集20巻5号1118頁，最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第1小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照。）

東京地裁は、この「真実性又は真実相当性の法理」を用い、以下のように判断した。

(1) 本件記事の公共性・公共目的について

本件記事は、公共の利害に関する事実について、もっぱら公益を図る目的で掲載したものと認められる。

(2) 真実性について

①本件記事における摘示事実については、本件月刊誌の文献や本件記事は、いずれもX社について言及されたものではなく、「一般論を述べるものにすぎない上、その内容の真偽についていかなる検証が行われたかも定かではない」ので「真実であると認めることは到底できない。」

②Y社の代表者は、本件記事の筆者から取材内容の報告を受けたものの、情報源から直接話を聞いたわけではなく、本件記事の筆者への裏付け取材の有無やその内容の信憑性について独自に確認し、あるいは事前にX社に取材をした形跡はなく、本件記事の筆者の取材メモや資料の確認もしていないことから、本件記事は、筆者のこれまでの実績と自己申告のみに基づくものであり、その裏付けを欠く。

(3) 真実相当性について

上記(2)から、本件記事の摘示事実を、Y社代表が真実と信じたことについて相当な理由があるとはいえないことは明らかである。

3. 本件裁判の特色

以上のように、東京地裁は、Y社が記載した本件記事について、X社の名誉を毀損するものと認定して、Y社に対して88万円の損害賠償を認めたが、本件裁判には、

次のような特色がある。

(1) 訴訟当事者の経済的力関係の格差

前述のように、X社は、資本金1億円、経常利益605億円をあげている社会的にもよく知られた巨大企業である。他方、X社は、定期および不定期刊行物の発行等を目的とする出版社であり、本件月刊誌を発行しているが、店頭販売ではなく、年間予約購読による自宅直送方式による読者限定の販売形式を採ることにより、2016年3月当時の発行部数は約6万部にすぎない一出版社である。すなわち両当事者の間には、経済的・社会的力関係から見た場合、その経済力において圧倒的にX社が優位にあり、社会的知名度から「公人」ということができる。

(2) 異常に高額な損害賠償請求額

X社は、一番の東京地裁において、他のメディアに広告も打たず、年間予約購読方式により店頭販売もしておらず、発行部数年間わずか6万部の本件月刊誌を発行する出版社であるY社に対して、本件月刊誌上における自らに対する問題点の指摘が記載されている見出しを含めて530字足らずの本件記事内容により名誉が毀損されたとして、1億1,000万円以上の異常に高額な損害賠償を請求している。これに対して、東京地裁は、請求金額とは大きく異なる88万円の損害賠償を認定したことから、X社の請求金額が異常に高額であることが分かる。

Ⅲ. 本件裁判のスラップ訴訟性と名誉毀損の成否について

1. アメリカにおけるスラップ訴訟に対する法的対応

前述のように、スラップ訴訟の問題性がはじめて認識されるに至ったのは1980年代のアメリカにおいてであった。アメリカでは、市民運動が盛んになった1970年代から80年代にかけ、消費者問題や公害反対などで企業や団体を批判したり、反対運動を展開したりして、公的に意見表明を行った市民や市民団体が、民法上の不法行為、すなわち名誉毀損や業務妨害などを理由に、企業から民事訴訟を起こされ、損害賠償金を請求されるという訴訟が頻繁に提起されるようになった⁶⁾。

アメリカでは、1990年代からこうしたスラップ訴訟が、憲法上保障される表現の

6) See, Pring G. W. & Canon P., *supra* note 2, at 1-14.

自由を侵害するものとして社会問題と考えられるようになり、州議会議員や市民団体、弁護士等により被害防止策を求める活動が活発化した。2010年までに、各州裁判所でその違法性が認定され、全米で半数を超える州で、スラップ訴訟による人権侵害を防止するための法律が制定されている⁷⁾。

たとえば、カリフォルニア州の反スラップ法では、裁判所は、次のような審理により、その判断を行う。

まず提訴された被告（公的意見表明者）は、自分になされた提訴がスラップ訴訟であるという申立てを裁判所に提出できる。裁判所では、当該の提訴がスラップ訴訟かどうかを証明するために、次のような二段階の審理がなされる。

第1に、被告は、公共の利害に関わる問題で行われた意見表明が訴訟の背景にあることの証明を行う。

第2に、被告側の立証が終わると、提訴を行った原告側が、訴訟に半分以上の確率で勝訴する蓋然性があることを証明する。

裁判所は、もしその蓋然性はないと判断した場合には、スラップ訴訟であると認め、即刻裁判は打ち切れ、原告に、スラップ被害を受けた被告の弁護士費用の負担を義務づける。

こうしたスラップ訴訟の認定のための審理により、当該裁判が、相手方を疲弊させ意見表明を妨害することだけを狙った、法的権利を争う価値のない訴訟であることが証明された場合に、スラップ訴訟であると認定され、訴訟が打ち切られることになるのである。

2. 本件裁判のスラップ訴訟性と損害賠償責任の免責について

現在のところ、日本では、法学研究においても、また裁判実務的に見ても、アメリカのようなスラップ訴訟に対する法的認識は希薄といえるが、その問題性が憲法の保障する表現の自由に対する大きな制約をもたらすことから、アメリカのような立

7) アメリカ各州におけるスラップ訴訟防止法について、烏賀陽・前掲注1)『スラップ訴訟とは何か』129頁以下、内藤・前掲注4)「スラップ訴訟と表現の自由——経産省前『テントひろば』裁判について」33頁以下、吉野夏己「反SLAPP法と表現の自由」岡山大学法学会雑誌第65巻第3・4号(2016年)参照。

法措置が執られていない以上、裁判所が、審理の過程の中で、スラップ訴訟性を認定し、それに対応する判決を下すことが必要であると考えられる。

こうした視点から、本件のようなスラップ訴訟と考えられる名誉毀損損害賠償裁判を考察した場合、次のように結論づけることができる。

第1に、東京地裁判決でも認定されたとおり、X社は巨大企業(公人)であり、一出版社であるY社との間には、経済的・社会的力関係から見た場合、その経済力において圧倒的にX社が優位にある。

第2に、東京地裁判決でも、「真实性又は真実相当性」の法理を用いて、認定されているとおり、Y社が本件月刊誌上で掲載したX社に関する記事は、「公共の利害に関する事実について、もっぱら公益を図る目的で掲載したもの」といえる。

第3に、前述のとおり、X社は、Y社に対して、異常ともいえる高額な賠償金額を請求している。

このように見た場合、X社による本件裁判の提起は、憲法21条の表現の自由の保障のもと、公共の利害と公益を図る目的で言論活動を行っているY社に対する報復的・言論抑圧的な戦略的訴訟、すなわちスラップ訴訟とみることができる。

平均的な一般通常人が、経済的・社会的に力を有する公人たる大企業から、自らの発言や意見表明に対して、名誉毀損を理由とする民事裁判を提起され、被告として、1億円を超える巨額の損害賠償金を求められた場合、高額な訴訟費用や敗訴した場合の損害賠償の支払い、そして訴訟に費やす膨大な時間と労力などを考え、精神的・経済的に脅威を感じることは間違いないであろう。こうした訴訟当事者の力関係の中で、裁判が提起され、高額な損害賠償金が課されることになれば、将来の公的言論活動を行う者にとって大きな言論抑制の心理を与えることになろう⁸⁾。これは、裁判を利用する言論抑圧、すなわちアメリカにおけるスラップ訴訟であるといえる。

以上のように、本件裁判が、X社によるスラップ訴訟であることを考慮に入れた場合、Y社の名誉毀損に基づく損害賠償責任は免責されるべきである。

8) この点に関連して、アメリカの名誉毀損訴訟においては、膨大な損害賠償額や高額な訴訟費用が、表現者の表現活動を萎縮させ「自己検閲」が生じているとの指摘は示唆的である。松井茂記『表現の自由と名誉毀損』(有斐閣, 2013年) 163頁以下を参照。

IV. 本件裁判における表現行為に関する名誉毀損の成否について

1. 憲法原理としての「情報源の秘匿権」と「執筆者匿名主義」

以上のような本件裁判のスラップ訴訟性による表現の自由に対する萎縮効果とともに、東京地裁判決が認定した「真実性又は真実相当性」の法理の本件裁判への適用にも誤りがあると考ええる。

東京地裁判決では、本件月刊誌の記事は、「その内容の真偽についていかなる検証が行われたかも定かではない」ので「真実であると認めることは到底できない」とした上で、「Y社の代表者は、本件記事の筆者から取材内容の報告を受けたものの、情報源から直接話を聞いたわけではなく、本件記事の筆者の裏付け取材の有無やその内容の信憑性について独自に確認したり、事前にX社等に取材をしたりした形跡はなく、本件記事の筆者の取材メモや資料の確認もしていないことから、本件記事は、本件記事の筆者のこれまでの実績と自己申告のみに基づくものであり、その裏付けを欠く」とし、真実性の証明もされず、「真実と信じたことについて相当な理由があるとはいえない」と結論づけた。

こうした法的論理からすると、X社が、本件月刊誌掲載の本件記事が真実であること、または真実であることを信じるにつき相当な理由があることを証明するためには、本件記事の筆者ならびにその情報源を明らかにしなければならないことになる。

しかしながら、報道・出版を通じて、政治的・社会的な重要な問題に関する公的言論を行うジャーナリスト・報道機関・出版社などは、その取材過程において、「情報源の秘匿」を前提にしてこそ、はじめて真実に迫ることができるのであり、「情報源の秘匿権」の保障は、表現・報道の自由にとって不可欠の権利であり、特別の立法措置がなくとも、表現の自由および取材の自由から直接導き出される憲法上の権利であるといえる⁹⁾。

もし「情報源の秘匿権」の保障を認められないとするならば、大企業や政府機関

9) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法・第六版』(岩波書店, 2015年)183頁, 松井茂記『マス・メディア法入門〔第5版〕』(日本評論社, 2013年)236頁および内藤光博「プレスの自由と証言拒否特権——プレス「特権」論からの再構成」専修法学論集第52号(1990年)所収を参照。

などの不正な行為や不都合な情報が白日の下にさらされず、真実が公に伝えられないことになり、同じく表現の自由により保障されている市民の知る権利が大幅に侵害されることになろう。

2. 本件における名誉毀損の不成立について

本件裁判において、Y社は、本件月刊誌で、取材対象者や第三者からの干渉や圧力を排除し自由な論評や意見表明を確保するために、掲載記事の筆者を匿名としている（執筆者匿名主義）。これは、公的問題について真実を市民に知らせることが出版社の使命であるとするY社の信念に基づくものといえる。この「執筆者匿名主義」もまた、「取材源の秘匿権」に根拠を有する憲法上の原則であると考えられる。

以上のような表現・報道の自由の保障の意義と「取材源の秘匿権」を考慮に入れ、「執筆者匿名主義」が「取材源の秘匿権」を根拠とする憲法上の原則であると考えた場合、名誉毀損の「真実性又は真実相当性」の認定については、被告Y社が「真実であると信じることに相当の理由があった」と考えるべきである。

V. おわりに——日本におけるスラップ訴訟の現状と課題

本件裁判において、東京高等裁判所は、2018年11月17日、最終的に東京地裁判決と同様の法理を用いて、Y社敗訴の判決を下した¹⁰⁾。上告審においても、2017年4月25日、最高裁第三小法廷は、Y社の上告を棄却した。

現在のところ、日本では、法学研究においても、また裁判実務的にも、アメリカのようなスラップ訴訟に対する法的認識は希薄といえる¹¹⁾が、数こそ少ないものの、スラップ訴訟に果敢に対抗した訴訟の成功例もある。

たとえば、長野県伊那市で起きた太陽光パネル名誉棄損事件の例である。この事

10) 東京高等裁判所平成28年9月27日判決、平成28年（ネ）第2541号損害賠償等請求事件、判例集未登載。

11) この点について、「いわゆるスラップ訴訟について……我が国では要件・効果についての共通認識があるとはいえ、訴訟が不法行為となるかどうかの判断については昭和63年最判の訴権の濫用となるかについては……各裁判例の枠組みに立ったうえで、原告の訴訟提起目的等は、総合判断の要素として考慮すべきであろう」（加藤新太郎・小林康彦『裁判官が説く民事裁判実務の重要論点〔基本原則（権利の濫用）編〕』（執筆・本吉弘行）、第一法規株式会社、2018年）とする見解がある。現役裁判官による解説であり、注目される。

案では、太陽光パネルの事業者が、住民説明会でパネル設置に疑問を呈した住民に対し、名誉を毀損されたとして6,000万円の損害賠償を求め提訴した。これに対し、住民側が、「不法行為として提訴したこと自体が不法行為である」として、精神的損害として慰謝料200万円の賠償を求めて反訴したところ、2015年10月、長野地裁伊那支部は、「提訴自体が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」として、事業者側に50万円の支払いを命じ、事業者側は控訴せず判決が確定した。

また、いわゆるDHCスラップ訴訟では、同社会長・吉田嘉明氏の政治家との癒着をブログで批判した澤藤統一郎弁護士が、吉田氏から名誉毀損で訴えられ、6,000万円の損害賠償を求められた。東京地裁・東京高裁ともに「意見・論評としての域を逸脱しておらず、違法性がない」と認定して請求を棄却、2016年10月、最高裁は吉田氏の上告不受理の決定を下した。

このような成功例はあるものの、日本では、スラップ訴訟の危険性に対する認識が、一般市民はもとより、法学者、法律家の間にも充分浸透していない。今後、アメリカのような立法措置が是非とも求められるが、そうした立法が存在しない現状においては、スラップ訴訟性が疑われる具体的・個別的な訴訟の審理の過程の中で、スラップ訴訟の違法性について、「表現の自由」はもとより「裁判を受ける権利」の再検討を通して憲法論的に解明し、それに対応する裁判手続的法理の構築が急務といえる¹²⁾。

12) この点について、本件のようなスラップ性を背景にもつ名誉毀損損害賠償請求裁判に関わり、「我が国において、手続的規制としてカリフォルニア州モデルのスラップ被害防止法を採用するとしても、実体的な民事上の名誉毀損法制において『現実の悪意』の法理を採用することが先決ではないのか。筆者が『名誉毀損と表現の自由の基底にある憲法上の価値を再検討することが喫緊の課題』と主張する意図はここにある」(吉野・前掲注4)「スラップ訴訟と表現の自由」45頁)とする見解は傾聴に値する。